

議員提出議案第 14 号

沖縄県水上安全条例の改正に関する意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 24 日

提出者	仲	嶺	忠	師
賛成者	仲	間		均
〃	平	良	秀	之
〃	箕	底	用	一
〃	東内原		とも子	
〃	友	寄	永	三
〃	長	山	家	康
〃	後上里		厚	司
〃	石	垣	達	也
〃	石	川	勇	作
〃	伊良部		和	摩
〃	登野城		このみ	
〃	高	良	宗	矩

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

沖縄県水上安全条例の改正に関して意見するため。

沖縄県水上安全条例の改正に関する意見書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保に関する条例の改正に向け、令和6年7月24日、法曹関係、学識関係、マリンレジャー業界関係、保安関係、観光振興関係等の有識者が参加し、沖縄県内における水難事故の発生状況、海域レジャー提供業者の現状及び急速に多様化するマリンレジャー等の現状を踏まえた有識者会議が開かれ、同年12月20日開催された4回目の有識者会議において水上安全条例の改正についての提言書が採択され、沖縄県警察本部地域部長に手交されました。

有識者会議における議題の一つとして「船上における見張り等の実施の必要性」についても議論がなされ、船舶職員法及び小型船舶操縦者法並びに海上衝突予防法において、適切な見張りの実施が規定されていることから、上記法律の趣旨をより実効性を持たせるために一步踏み込んでダイビングやスノーケリング中においても船上監視員を配置する事を義務化し、行政指導や行政処分を行えるようにとの提言書が反対意見もある中、賛成多数にて採択されました。

小型船舶操縦者は、船舶を安全に運航する責任があり、航行中は適切な見張りや操縦を行う義務がありますが、上記法律（船舶職員法及び小型船舶操縦者法並びに海上衝突予防法）においては、投錨して錨泊中の船舶においては航行中とはみなされないため、船上における見張りの実施については推奨はされてはいますが義務ではありません。

本市においては、ダイビングやスノーケリングを営む多くの事業者が小規模である現状において、この条例が施行された場合、運行する船の船長やダイビング及びスノーケルインストラクターや水難救助員など、専門性の高い人員の確保や人件費負担の増加による事業運営体制への影響は極めて大きく、事業継続そのものが危ぶまれると懸念され、今後予定されている条例改正は、行政による民業圧迫どころか廃業へと追い込む条例改正になると言っても過言ではありません。

また、有識者会議の構成メンバーにおいては、沖縄県内において最もマリンレジャーが盛んであり、ダイビングなどのマリンレジャーを楽しむ観光客からも最も人気のエリアである石垣市、竹富町、与那国町の八重山地域関係者が参加しておらず、地元の実情を知らずして会議が開かれ、有識者会議構成メンバーからの反対意見もあるなか、条例改正へ向けた提言書が採択された後に、本市マリンレジャー関係者との意見交換会が開かれていましたが、それは採択された提言書の報告であり、本来であるならば有識者会議の構成メンバーとして八重山関係者も参加し、地元の実情や意見を述べる機会があつて然るべきだったと考えます。

よって当市議会は、沖縄県水上安全条例の改正における「ダイビングやスノーケル中における船上からの見張りの実施」については、有識者会議の反対意見があるように、事前の情報発信や条例改正時において経過措置を設けるなど、現段階においては努力義務とすべきと強く要請いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 24 日

石 垣 市 議 会

宛先 沖縄県知事

(参考送付) 沖縄県警察本部長、沖縄県議会議長、地元選出県議会議員